

第 1 回入札説明書等に関する質問回答・公告資料正誤表

※対応質問No.は、入札説明書等に関する質問書及び回答書の該当資料質問No.に対応する。

1 入札説明書変更箇所

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	対応質問No.	変更前（誤）	変更後（正）																																						
1	9	第3章	2	(1)	本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	1	エ 岩手中部広域行政組合競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）（工事）に工種「 建築 」で登録しており、参加表明書の受付締切日時において、本組合の最新の入札参加資格申請時に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書」の建築一式工事の総合評点が850点以上であること。	エ 岩手中部広域行政組合競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）（工事）に工種「 建築一式 」で登録しており、参加表明書の受付締切日時において、本組合の最新の入札参加資格申請時に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書」の建築一式工事の総合評点が850点以上であること。																																						
2	10	第3章	2	(2)	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	3	ウ 名簿（工事）に工種「 機械設備 」で登録しており、参加表明書の受付締切日時において、本組合の最新の入札参加資格申請時に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書」の清掃施設工事の総合評点が1,200点以上であること。	ウ 名簿（工事）に工種「 清掃施設 」で登録しており、参加表明書の受付締切日時において、本組合の最新の入札参加資格申請時に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書」の清掃施設工事の総合評点が1,200点以上であること。																																						
3	22	第6章	3	(3)	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 提案書	5	<table><tr><th colspan="2">提出書類</th><th>部数</th></tr><tr><td colspan="2">入札提案書類提出届及び要求水準に関する誓約書</td><td>各 1 部</td></tr><tr><td colspan="2">入札書</td><td>1 部</td></tr><tr><td rowspan="5">提案書</td><td>提案図書</td><td rowspan="5">各 12 部 (正本 1 部、副本 11 部)</td></tr><tr><td>設計・建設業務及び運営・維持管理業務に関する提案書</td></tr><tr><td>施設計画図書</td></tr><tr><td>添付資料</td></tr><tr><td>提案書概要版</td></tr><tr><td colspan="2">提案書の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)</td><td>CD-R で 1 部</td></tr></table>	提出書類		部数	入札提案書類提出届及び要求水準に関する誓約書		各 1 部	入札書		1 部	提案書	提案図書	各 12 部 (正本 1 部、副本 11 部)	設計・建設業務及び運営・維持管理業務に関する提案書	施設計画図書	添付資料	提案書概要版	提案書の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)		CD-R で 1 部	<table><tr><th colspan="2">提出書類</th><th>部数</th></tr><tr><td colspan="2">入札提案書類提出届及び要求水準に関する誓約書</td><td>各 1 部</td></tr><tr><td colspan="2">入札書</td><td>1 部</td></tr><tr><td rowspan="5">提案書</td><td>提案図書</td><td rowspan="5">各 12 部 (正本 1 部、副本 11 部)</td></tr><tr><td>広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業提案書</td></tr><tr><td>施設計画図書</td></tr><tr><td>添付資料</td></tr><tr><td>提案書概要版</td></tr><tr><td colspan="2">提案書の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)</td><td>CD-R で 1 部</td></tr></table>	提出書類		部数	入札提案書類提出届及び要求水準に関する誓約書		各 1 部	入札書		1 部	提案書	提案図書	各 12 部 (正本 1 部、副本 11 部)	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業提案書	施設計画図書	添付資料	提案書概要版	提案書の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)		CD-R で 1 部
提出書類		部数																																												
入札提案書類提出届及び要求水準に関する誓約書		各 1 部																																												
入札書		1 部																																												
提案書	提案図書	各 12 部 (正本 1 部、副本 11 部)																																												
	設計・建設業務及び運営・維持管理業務に関する提案書																																													
	施設計画図書																																													
	添付資料																																													
	提案書概要版																																													
提案書の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)		CD-R で 1 部																																												
提出書類		部数																																												
入札提案書類提出届及び要求水準に関する誓約書		各 1 部																																												
入札書		1 部																																												
提案書	提案図書	各 12 部 (正本 1 部、副本 11 部)																																												
	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業提案書																																													
	施設計画図書																																													
	添付資料																																													
	提案書概要版																																													
提案書の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)		CD-R で 1 部																																												
4	39	別紙4	3	(3)	② 図1 運転継続型減額措置等	12	《組合》 減算ポイント 水準 1：10ポイント 水準 2：1ポイント 《運営事業者》 ポイント付与の対象となる 事象の発生 是正勧告 改善結果の確認 (変更を求める場合あり) 業務改善計画書の作成・提出 業務改善計画書の確認 (変更を求める場合あり) 業務改善作業 改善されたか ※当該または前四半期において同一業務で業務不履行が生じていた場合には、加算する減算ポイントを3倍とする。 早期に改善したと認められるか 減額措置解除 (減算ポイントなし) 当該四半期減算ポイントを集計 減算率の決定 累積ポイント：減算率 0～9：減算なし 10～：1%/ポイント、最大100% 再提出につき 3ポイント加算	《組合》 減算ポイント 水準 1：10ポイント 《運営事業》 ポイント付与の対象となる 事象の発生 是正勧告 改善結果の確認 (変更を求める場合あり) 業務改善計画書の作成・提出 業務改善計画書の確認 (変更を求める場合あり) 業務改善作業 改善されたか ※当該または前四半期において同一業務で業務不履行が生じていた場合には、加算する減算ポイントを3倍とする。 早期に改善したと認められるか 減額措置解除 (減算ポイントなし) 当該四半期減算ポイントを集計 減算率の決定 累積ポイント：減算率 0～9：減算なし 10～：1%/ポイント、最大100% 再提出につき 5ポイント加算																																						

2 要求水準書変更箇所

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	対応質問No.	変更前（誤）	変更後（正）
1	29	第2編 第1章	1.5	1.5.3	表2-15 騒音・振動	16	(1)測定場所 事業用地境界とし、詳細は本組合との協議による。	(1)測定場所 事業用地境界とし、詳細は本組合との協議による。 <u>なお、測定点数は2箇所を想定する。</u>
2	29	第2編 第1章	1.5	1.5.3	表2-15 悪臭	17	(1)測定場所 事業用地境界とし、詳細は本組合との協議による。	(1)測定場所 事業用地境界とし、詳細は本組合との協議による。 <u>なお、測定点数は2箇所を想定する。</u>
3	95	第2編 第4章	4.2	4.2.5	計量棟計画（5）	31	(5) 計量棟内に計量室、休憩室、ミニキッチン及び廊下を介したトイレ（運転要員用）を設けること。	(5) 計量棟内に計量室、休憩スペース、ミニキッチン及びトイレ（運転要員用）を設けること。
4	104	第2編 第4章	4.4	4.4.4	(2) 生活用水の給水量	39	(2)生活用水の給水量は、運営事業者職員の必要人員に基づき計画すること。また、小学生の社会科見学として1日当たり <u>80人</u> を最大人数として計画すること。	(2)生活用水の給水量は、運営事業者職員の必要人員に基づき計画すること。また、小学生の社会科見学として1日当たり <u>110人</u> を最大人数として計画すること。
5	116	第3編 第2章	2.3	2.3.1	運営マニュアル及び運営計画書の作成、改訂(7)	46	(7)運営計画書は、次に示す内容とし、これらに関する報告書様式も作成すること。なお、各計画書については年間分を月別等で整理する年間運転計画書と、20年間にわたる運営・維持管理を見据えた長期運転計画書により構成する。	(7)運営計画書は、次に示す内容とし、これらに関する報告書様式も作成すること。なお、各計画書については年間分を月別等で整理する年間 <u>運営</u> 計画書と、20年間にわたる運営・維持管理を見据えた長期 <u>運営</u> 計画書により構成する。
6	123	第3編 第2章	2.8	2.8.6	表3-4 法定点検項目(参考)	54	本組合保安規程	<u>本施設建設時に定める保安規定による</u>
7	125	第3編 第2章	2.10	2.10.1	消耗品、予備品の調達及び管理 (3) ア (イ)	55	(イ) 運営期間中 大人用800部、小学生用2,000部 (年間、外国語含む)	(イ) 運営期間中 大人用800部、小学生用2,000部 (年間、外国語 <u>併記</u>)
8	133	第3編 第3章	3.2	-3	事業期間終了後の運営方法の検討	59	(3)本組合が、事業期間終了後の運営事業者を公募しないと判断した場合は、運営事業者は本施設の・維持管理業務について本組合と次に示す協議に応じること。	(3)本組合が、事業期間終了後の運営事業者を公募しないと判断した場合は、運営事業者は本施設の <u>運営</u> ・維持管理業務について本組合と次に示す協議に応じること

3 基本契約書（案）変更箇所

No.	頁	条	項	号	項目名	対応質問No.	変更前（誤）	変更後（正）
1	—	—	—	—	目次	1	別紙 1 定義集..... <u>エラー</u> 別紙 2 事業日程..... <u>6</u>	別紙 1 定義集..... <u>6</u> 別紙 2 事業日程..... <u>10</u>
2	8	—	—	—	長期運営計画書	2	運営業務委託契約第20条に基づき、対象期間を約2030年間として作成される、本施設の運転、点検・検査、補修、更新、調達、維持管理等に関する詳細を記載した計画書をいう。	運営業務委託契約第20条に基づき、対象期間を <u>運営業務開始後20年間</u> として作成される、本施設の運転、点検・検査、補修、更新、調達、維持管理等に関する詳細を記載した計画書をいう。

4 運営業務委託契約書（案）変更箇所

No.	頁	条	項	号	項目名	対応質問No.	変更前（誤）	変更後（正）
1	6	第21条	2	(1)	—	4	(1) プラント部分にかかる事項 ア 運転計画 イ 点検・検査計画 ウ 補修計画 エ 更新計画 オ 調達計画 カ 事業継続計画 キ <u>長寿命化計画（延命化計画）</u> ※必要となる時期に作成 ク その他必要な計画	(1) プラント部分にかかる事項 ア 運転計画 イ 点検・検査計画 ウ 補修計画 エ 更新計画 オ 調達計画 カ 事業継続計画 キ <u>長期保全計画</u> ※必要となる時期に作成 ク その他必要な計画
2	16	第53条	4		法令変更	6	受注者は、この契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本施設の運営業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。 なお、発電設備に関して発生した費用であって、余剰電力の販売によって回収可能な部分は本項の追加費用には含まれない。	受注者は、この契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本施設の運営業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。 (削除)
3	32	別紙5			保険の詳細	11	受託者は、この契約第62条に基づき、以下の内容の保険に加入することとし、保険証書の写しをこの契約に添付するものとする。	受託者は、この契約第52条に基づき、以下の内容の保険に加入することとし、保険証書の写しをこの契約に添付するものとする。
4	40	別紙7	3	(3)	イ 図1 運転継続型減額措置等	13	図1 運転継続型減額措置等	図1 運転継続型減額措置等

5 リスク管理方針書変更箇所

No.	頁	リスクNo.	項	号	項目名	対応質問No.	変更前（誤）	変更後（正）
1	8	69	—	—	住民対応リスク	5	<運営業務委託契約> 組合の責に該当する各規定 ・ 組合の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は事業者が負担する。	<運営業務委託契約> 組合の責に該当する各規定 ・ 組合の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は組合が負担する。
2	9	81	—	—	事業終了時における施設の性能確保	6	・ 事業者は、事業終了後に組合が10年の間の運転継続を想定している中で、事業期間終了後4年の間に、本施設に関して事業者の責に帰する事由による要求水準書の未達が発生した場合には、自己の責任及び費用負担により改修等必要な対応を行う。 ・ 運営事業者たるSPCが解散していた場合には、株主に対して改修費等を請求する。	（削除） （削除） ・ 機能検査の結果、本施設が運営期間終了後も継続して10年間使用することに支障があると認められた場合には、運営事業者は、自己の費用により、改修等必要な対応を行う。